

第2章

児童労働撤廃に向けての国際機関の役割

——経済搾取・有害な労働から子どもを保護するための多様なアプローチ——

堀内 光子



カカオ生産地での収穫期の1シーン
(ガーナ、クワベナ・アクワ村、2008年11月、白木朋子撮影)

はじめに

国際機関は、安全保障、軍縮、核不拡散、人権、人道、環境、開発援助、国際通貨、金融、貿易、社会、学術・教育・文化、交通・通信・技術など幅広い分野で、超国家的規模で活動し、国際社会で一定の役割を果たしている。グローバル基準・ガイドライン・政策の設定とその推進や監視で、各国政府の法律・政策に与える影響は、決して小さくない。さらに、グローバル規模での情報収集や調査研究、それらをふまえての実践活動の推進は、問題解決に貢献している。世界政府ではない国際機関の役割・活動に制約はあるものの、国際機関には児童労働の現状や撤廃に向けての取り組みについて膨大な知見が集積されている。国際機関とは、「複数国家により、共通の目的達成のために、国際条約に直接基づいて設立された、主体性が認められた」(横田編 [2006: 35]) 常設機関である。本章では、グローバル規模で活動する国際機関を中心に、その児童労働撤廃への役割を考察する。したがって、欧州連合(EU)、国連地域(社会)経済委員会、地域開発銀行など地域国際機関は、地域での影響力は大きいものの直接の対象にはしていない。

国際機関は、国際労働機関(ILO)および国際連合の関係条約に従い、子どもの経済的搾取および有害な労働からの保護という、子どもの基本的人権の確保を目的として、世界・地域・国・コミュニティレベルで、児童労働撤廃活動を展開している。国際機関は伝統的アクターであるが、現在もこの活動の中心的役割を担っている。国際機関のなかでも、国際機関として最初に取り組んだILOが中心的機関といえる。加えて、国連児童基金(ユニセフ)や人権を擁護する国連の、とくに最悪の形態の児童労働の根絶に向けて果たしている役割には大きいものがある。調査研究、教育に関連しての世界銀行、教育分野での国連教育科学文化機関(ユネスコ)、保健分野で世界保健機関(WHO)の役割も指摘しておくべきであろう。

国際機関の活動は、大別して国際基準の策定・推進・監視を行う規範活動(normative action)と国際基準を実現するための具体的活動である実践活動(operational action)とがあるが、児童労働分野では、両者の活動が車の両

輪となって、撤廃への国際的努力が続けられている。本章では、国際機関の機能・役割について、1990年代以降新しい進展がみられる伝統的なアプローチである規範活動と、新しく取り組まれることとなった実践活動双方を検討する。

最初に指摘しておきたいのは、近年の児童労働撤廃をめぐる特徴は、人権の重要性が再認識されたことであり、グローバル経済化の進展のなかでの国際人権基準および中核的国際労働基準⁽¹⁾の実効ある推進に大きな焦点が当たっている。この点に関して、児童労働は国際的注目度が他の労働基準に比べて大きいとはいえ、それ自身単独ではなく、中核的労働基準の4原則のひとつとして取り上げられていることに注意を要する。

国際機関がもてる機能を効果的に果たすためには、活動を行うための資金・人材が必要であることはもちろんであるが、取り組む問題についての一定レベルの国際的認知と、それにとまなう推進のプレッシャーが必要である。そのため、メディアが果たす役割は大きいですが、各国政府や市民社会組織（Civil Society Organizations: CSO）、社会的パートナー（労働者と使用者）の役割は重要である。なお、ILOは、他の国連機関と異なり、政府だけでなく、政府、労働者、使用者の三者が構成する機関であるので、労使ともに、国際基準や政策にかかわる決定権者である。本章では、国際機関の構成員の役割について直接考察は行っていないが、それらの役割についての理解促進のためにいくつかの例を挙げる。政府については、1997年、オランダ、ノルウェー政府が開催した国際会議から三国連機関合同の「児童労働を理解すること」（Understanding Children's Work: UCW）調査研究プロジェクト⁽²⁾が誕生したり、2010年のオランダ政府主催（ILO協働）の児童労働世界会議（ハーグ会議）で最悪の形態の児童労働撤廃のための工程表が合意され、国連ミレニアム開発目標（MDGs）目標1（極度の貧困と飢餓の撲滅）のなかに最悪の形態の児童労働の取り組みを盛り込むという成果をもたらしたことなどが挙げられる。さらに、1992年、ドイツ政府の支援によりILO/児童労働撤廃国際計画（International Programme on the Elimination of Child Labour: IPEC）⁽³⁾が開始でき、近年は米国政府の相対的に大きな財政支援により児童労働への取り組みを大きく前進させたことも挙げられる。労働組合につい

ていえば、19世紀に児童労働法規制のキャンペーンを行うなど早くからこの問題に取り組んできた。さらに、近年では、ILO 関係条約の批准キャンペーン、啓発・政策提言活動、プロジェクトの支援・実施など、労働組合の仕事の世界でのユニークな知識・経験からの問題解決への貢献などが指摘できる。使用者は、この分野でのキープレイヤーの一員である。児童労働は農業およびインフォーマル経済に決定的に多いものの、雇用関係のなかでは子どもの不使用や児童労働からの引き離しなど使用者の役割がきわめて重要であることは、論を待たない。加えて、使用者がプロジェクトの支援・実施に果たす役割にも大きいものがある。近年は、企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility: CSR）に対する認識が高まり、撤廃への担い手としての期待も高い。CSR 発展の背景には、とくに西欧、北米の消費者のキャンペーンが影響を及ぼしている。1990年代には、ソーシャル・ラベル（生産過程で児童労働不使用を保証するラベル）のパイオニアとして、ラグマークも登場し、児童労働撤廃に果たす消費者の役割が増大した。国際非政府機関（NGO）は、国連機関の構成員ではないが、オブザーバーという資格で、ロビー活動等を通じて国連機関の政策策定や基準設定およびそれらの推進に関与している。近年、国連は NGO の役割を積極的に評価し、たとえば政府代表団への参加を促していることもあり、NGO の政策提言の役割は増大している。児童労働の分野では、1998年初めに活動を開始した国際 NGO 「グローバル・マーチ」がよく知られている。ILO 「最悪の形態の児童労働条約」（第182号）の検討に影響を与え、その後ユネスコの「万人のための教育」（Education For All: EFA）の推進にも関与している。さらに、1839年に創設された「反奴隷制インターナショナル」（Anti-Slavery International）は、奴隷労働廃止の一環として児童労働撤廃に取り組み、長い歴史をもつ。実践活動では、NGO を抜きには語れない。先見性や実行・機動力をもつ NGO が実践活動に果たしている役割は大きい。

現下の国際社会の児童労働撤廃への闘いの重点は、ILO が2016年と撤廃の目標期限を定めた最悪の形態の児童労働である。最悪の形態の児童労働は、危険有害業務を除き、通常の児童労働とはかなり異なる取り組みを行わないと実効が上がらない。したがって、本章では、近年注目されている、人

身取引および子ども兵について、1節を起こして国際機関の新しいアプローチの一環として検討する。

第1節 伝統的な役割：規範活動の強化

——グローバル経済化の進展と人権の推進強化——

国際機関での最初の取り組みは、ILO から始まった。ILO は、創設年である1919年の最初の条約のひとつとして就業の最低年齢を定める条約（第5号。工業的企業のみ対象）を採択した。すなわち、経済搾取から子どもを守るために、国際（労働）基準として児童労働を禁止したのである。当時すでに先進国で、法規制が存在していたために、早い段階で国際基準が成立した。いち早く18世紀後半から産業革命が始まった英国では、貧しい家庭の子どもたちがきわめて非人間的な労働条件で工場や鉱山などで働かされたために、深刻な社会問題として認識されるようになり、1833年には児童労働を禁止する工場法が制定され、（労働）法制度を通じての解決への取り組みが始まった。このように、国際機関や国の伝統的・根幹的児童労働撤廃方策は、（労働）法による規制である。

1. 児童労働に関する国際基準

現在の主要な児童労働関係条約は、表1にみるとおりである。

本章でいう児童労働には、就業年齢（原則として15歳。途上国では14歳も可）に達していない子どもの労働（ILO 第138号条約）および18歳未満の子どもが行う最悪の形態の児童労働（ILO 第182号条約）双方が含まれる。ILO 児童労働撤廃条約は、最初の第5号以降順次適用産業が拡大され、1973年に全産業を対象とする「就業の最低年齢に関する条約」（第138号）が採択された。しかし、児童労働は、国連「児童の権利条約」の採択（1989年）、さらには1990年代のグローバル化の進展が顕著になるまで、それほど注目されていず、ILO 条約の批准も遅々として進んでいなかった。条約批准に弾みがつく

表1 主要児童労働関係条約

国際機関	条約名	ILO 条約番号	採択年
ILO	最低年齢（工業）条約	第5号	1919年
	以後順次適用業種等の拡大の条約～海上、農業、石炭夫及び火夫、非工業、漁業員、坑内労働など。		1920～1959年
	最低年齢条約～全業種に拡大	第138号	1973年
	最悪の形態の児童労働条約	第182号	1999年
	家事労働者条約（第3条第2項、第4条）	第189号	2011年
	このほか年少労働者について（深）夜業の規制に関する条約がある。	第6号、第79号、第90号	1919～1948年
国連	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）（第10条第3項）		1966年
	児童の権利条約（第32条、第38条）		1989年
	児童の売買、児童買春及び児童ポルノ選択議定書*		2000年
	武力紛争における児童の関与に関する議定書*		2000年
	通報手続きに関する選択議定書*		2011年

（出所） 筆者作成。

（注） 条約は略称。児童労働のみを対象としないILO条約および国連条約は関係条項を明記。また、*は、児童の権利条約の選択議定書である。

のは、1990年代後半である。日本もILO第138号条約の批准は、2000年である。国連という圧倒的に知名度の高い国際機関が、子どもに特定した人権を確保する国際基準をつくったことや、1995年国連社会開発サミット⁽⁴⁾以後、ILOが中核的労働基準条約の批准キャンペーンを行ったことの効果は大きいといえる。加えて1992年には、児童労働撤廃のみを目的とした実践活動、すなわちIPECが開始されるに至った。これにより、児童労働の「可視化」が図られ、その存在について途上国政府も含めた国際社会での認知度が高まったことも影響している。ILO児童労働基本2条約の批准国数をみると、第138号は165カ国（ILO加盟国中89.2%）、第182号は177カ国（同95.7%）に上っている（2013年1月17日現在）。第182号は、未批准国が8カ国となり、普遍的批准への期待は高い。両条約とも批准国がきわめて多いが、規制方法は異なり、第138号は児童労働を禁止しているが、第182号では禁止・撤廃のための即時・効果的な措置をとることを求めているため、第182号の方

がより批准しやすい。

冒頭で述べたとおり、児童労働の定義は条約で定められているが、大課題を2点指摘しておきたい。ILO第138号条約は、雇用（employment）だけでなく、仕事（work）も対象にしている。この条約は、無報酬の仕事も含むとともに、自営業主、家族従業者、インフォーマル経済にも適用される。しかし、各国は労使団体と協議のうえ条約の適用産業・企業を限定することができる（第5条）ので、インフォーマル経済までカバーする国内法は少ない。したがって、この条約の本来の目的達成のためには、労働法規制を拡充強化するとともに、法規制を超える幅広い活動が必要である。もうひとつは、年齢にかかわる問題である。年齢と仕事の内容・形態が児童労働となるかどうかの基準であるので、年齢証明が不可欠であるが、開発途上国では出生登録がされていない子どもがかなりいる。ユニセフは、世界で5100万人の子どもが未登録と報告している（UNICEF [2009: 24]）。年齢をめぐる問題はもうひとつある。義務教育終了年齢が第138号条約にいう就業の最低年齢を下回る国があり、児童労働を誘発しやすい教育制度があることである。教育制度を改革する必要のある国がまだまだ存在する。

国際労働法規制そのものについても、1990年代に入ると、グローバル化の進展により労働市場、労働条件に負の影響を与えるという懸念が大きくなるなかで、児童労働撤廃も含めた国際労働基準の効果的な実施が大きな国際議論となった。この結果、中核的国際労働基準の効果的な実施のため、新しいアプローチが模索され、定められることになる。

2. 国連での中核的労働基準・人権の重視

国連、ILOともに、1990代から加速しているグローバル経済化への政策対応の一環として、規範活動の重要性を再確認し、強化している。今千年紀の幕開けに開かれた国連ミレニアム・サミット⁽⁵⁾では、グローバル経済化が支配的なイシューであった。国連では、社会開発サミット（1995年）、ミレニアム・サミット（2000年）、世界サミット（2005年）⁽⁶⁾と、近年元首・首脳会議を5年ごとに開催し、今世紀最大の政策課題のひとつが「公正なグロー

バル経済化」であることを確認し、尊重すべき基本的価値・原則として、「児童労働撤廃」を含む中核的労働基準の重要性を再確認した。中核的国際労働基準については、社会開発サミットで、関連条約の遵守推進をコミットしている。国連では、とくに1990年代終わりからビジネス界に向けて人権尊重を促進する取り組みの強化が目立っている。それが児童労働撤廃などのILOの中核的労働基準の効果的实施を強く後押しし、取り組みの拡大・充実に大きく寄与していると評価できる。国連の動きの背景には、西欧、北米を中心とする児童労働で生産された製品の不買運動、ソーシャル・レベルなどの消費者運動の高まりがある。

また、国連の場では、国際貿易体制と人権の享受には避け難いリンクがあるとして、貿易自由化は適正な保護と移行措置がないと、労働者の権利等の人権に悪影響がもたらされ得ると警告している。しかし、一般特恵制度（GSP）など人権達成のために貿易を利用することには課題があると指摘している。その結果、国連では、人権を基礎にした貿易アプローチが提言されている。すなわち、このアプローチは、個人やコミュニティを貿易法の交渉・実施のプロセスに参加させることで、①男女、人種、皮膚の色、言語、宗教等々に関する平等原則の尊重、②貿易規則・政策への人々の参加の促進、③貿易規則・政策の人権へのインパクトの評価、④漸進的に人権を実現する貿易自由化、⑤説明責任の推進、⑥CSRの推進、および⑦国際協力・支援の奨励、などを含むものである。2011年12月には、Olivier De Schutter「食糧への権利国連特別報告者」が、すべての国が準備すべき協定が人権条約からの義務と矛盾しないことを確保する、「貿易・投資協定の人権へのインパクト評価に関する指導原則」⁽⁷⁾を人権理事会に提出している。

なお、米国、EUおよびカナダでは、労働条項に焦点が当てられているので、貿易と労働条項に関する数多くの研究があるが、労働条項の国際労働基準確保に与える効果については、研究者の意見の一致はみられない。WTO/GATTの諸規則には、貿易と人権のリンクについての明文の規定はないが、GATT第20条e「刑務所労働で生産された製品の輸出制限可能条項」がある。この規定の「ダンピング防止」の趣旨を考慮すると、同様の状況といえる強制労働と児童労働について、理論上も、また実効性という観点からも、

貿易基準への包含を認める余地があると考え。

国連では、人権機構の強化も図られている。1993年世界人権会議で採択された「ウィーン宣言及び行動計画」⁽⁸⁾の勧告に基づき、同年12月国連総会決議⁽⁹⁾により人権高等弁務官が創設された。2005年世界サミットでは、開発、平和と安全、人権の相互関連性が確認され、人権の主流化が謳われて、国連の人権機構をいっそう強化するため人権理事会の創設が合意された。この結果、2006年に、従来の人権委員会に代わって、国連総会の下部機関として人権理事会が設置され、すべての国の人権状況を普遍的に審査する枠組みとして、普遍的・定期的レビュー（Universal Periodic Review: UPR）制度が設けられるなど、機能についても強化された。

3. 国連での子どもの権利の強化

国連は、1989年に総合的な「児童の権利に関する条約」（以下「子どもの権利条約」と称する）を採択して以来、子どもの人権を強化している。同条約は、米国、ソマリアおよび南スーダンを除き、全国連加盟国が批准している（2013年1月8日現在）。2000年には、表1にあるとおり、子どもの売買等と武力紛争に関する2つの議定書が採択され、子どもへの著しい権利侵害に対応する国際基準の策定という進展をみせた。議定書が対象とする子どもへの権利侵害の事象は、いずれも最悪の形態の児童労働に該当するが、これらの児童労働については、ユニセフや国連などILO以外の国際機関が果たす役割が大きい。さらに、2011年12月子どもの権利条約第3の選択議定書が採択され、これにより個人通報制度（権利が侵害されたと主張する個人からの申し立てに基づき委員会が権利侵害か否かを検討する制度）が確立され、条約の監視機構が強化された。

4. ILO での中核的労働基準の推進強化

(1) 1998年 ILO 宣言の採択——規範活動の新しいアプローチ——

1919年規範活動を基幹とするILO創設の背景のひとつは、20世紀初頭の

欧州の貿易拡大で各国労働者の権利の擁護を国際的に行う必要性が認識されたことにあり、現代と似たような状況があったといえる。1990年代に入ると、グローバル経済化にともなう労働条件劣化についての懸念が増大し、一国の施策だけでは効果的な対応が難しいとの認識が高まった。その結果、貿易の自由化と投資・企業活動の国際化に対して国際労働基準を効果的に適用する必要性が再認識され、国際規範の実効性を求める声が強くなった。こうしたなかで、社会条項（国際労働基準を貿易協定に導入し、違反した場合には何らかの制裁を課そうとするもの）が議論を呼んだが、1996年の世界貿易機関（WTO）閣僚会議宣言で、中核的労働基準の遵守（保護主義的使用の拒否および低賃金の比較優位を問題とすべきでないことにも言及）を盛り込むと同時に、労働基準設定についてのILOの役割を確認・支持した。これを受けて策定されたのが、1998年のILO「仕事における基本的原則及び権利に関する宣言」⁽¹⁰⁾（以下「98年宣言」という）である。

98年宣言は、中核的労働基準の遵守を目的としている。同時に、「国際労働基準は保護主義的な貿易上の目的のために使用してはならないこと、およびどの国の比較優位も問題とされるべきではない」ことが確認された。同宣言では、中核的労働基準4原則の実現のため、加盟国、ILOともに新しいアプローチを導入した。加盟国については、基本的には条約を批准しなければ実現の法的義務を負わないのは従来同様であるが、一歩進んだのは、加盟国はたとえ批准していなくても誠意をもって尊重、推進、実現する義務を負うことを定めたことである。一方で、ILOも、加盟国の義務の実施や尊重、推進、実現や経済・社会開発への援助を行うことが要請され、従来なかった技術協力義務が課せられた。また、宣言には、2つのフォロー・アップを定め、効果的な実施ができるよう工夫された。ひとつは年次報告で、7人の著名な専門家・顧問により、未批准国からの情報を検討している。もうひとつが、グローバル・レポートの発表である。4原則に関し、毎年1原則ごとに取り上げることとされ、したがって1原則については4年周期で作成される。グローバル・レポートは、基本的原則の動向、包括的な概観を提供するとともに、ILOの支援効果を評価し、今後の技術協力の優先事項を策定するための基礎を提供している。中核的労働基準を実現す

るために一定の前進があったと評価できようが、国際労働基準の実現には各国のILO構成員の道義的責任に任されている。(2)でみるように、2010年6月のILO総会で、2008年次ページに述べる「ILO宣言」のフォロー・アップとの調整がなされ、今後は、4年ごとに全原則まとめて発表されることとなった。

また、ILOは、1994年には理事会に国際貿易自由化の社会的側面作業部会を設置し、以来現在まで議論を続けている。ILOでは、貿易関連メカニズムを導入し、他国に国際貿易商品の児童労働使用に関してのアクションを誘導させている国があるために、近年貿易自由化と国際労働基準の議論は再び根拠を得ていると指摘しているものの、上記の経過から明白であるが、ILO労働基準の実施と貿易制裁との議論は現在なされていない。貿易自由化と労働市場、雇用との関連についてのILOと他の国際機関との共同研究は、貿易・社会政策の整合性という観点から進められているが、経済危機のなかで雇用に焦点があり、もはや児童労働が大きな焦点ではない。貿易と児童労働に関する研究成果の例を挙げると、さらに権威ある調査研究が必要としながらも、大多数の児童労働は輸出部門にいたるのではなく、地域で消費する製品・サービスと自給農業、都市インフォーマル・サービスおよび家事労働サービスに見出されるので、1国だけでなく、国際貿易商品の世界中の生産全体について児童労働に取り組む必要があるとしているものがある(ILO [2010a: 74-75])。

(2) ILOのグローバル化へのさらなる政策対応

ILOでは、1999年には仕事に関する権利を包含する包括的な「ディーセント・ワーク」(働きたいのある人間らしい仕事)⁽¹¹⁾が、公正なグローバル化へのグローバル目標として掲げられるに至った(ILO [1999])。今世紀に入ってから、ILOは2002年2月世界の各界からの有識者で構成する「グローバル化の社会的側面に関する世界委員会」(フィンランドおよびタンザニア両大統領が共同議長)を設置し、グローバル化の中心的視点を「人々」に向け直す提言を検討した。同委員会は、2004年2月には、公正なグローバル化の一方策として世界経済において中核的労働基準と最低限の社会的保護を推

進する措置を含む国内・国際的ガバナンスと説明責任を向上させるため、整合性がある、調整のとれた一連の措置を提案した（ILO [2004]）。2008年6月ILO総会では、「公正なグローバル化のための社会正義宣言」（ILO [2008a]）が採択され、中核的労働基準の尊重、推進および実現を再確認している。同宣言と1998年宣言のフォローアップとの重複を避けるために、グローバル・レポートの作成が4原則まとめて4年に1回に改正され、初の報告が2012年の総会に提出された（ILO [2012a, 2012b]）。宣言は、加盟国の道義的責任に委ねられるため、意識啓発もさることながら、効果的なプレッシャーが必要で、消費者の行動などが重要となっている。

第2節 伝統的な規範活動

——国際基準の監視・人権特別報告者制度等——

1. 国連の人権監視機構および特別報告者制度

子どもの権利条約の監視手続きは、条約批准国政府が国連に4年ごとの報告義務を負い、政府報告審査が専門家で構成される国連「子どもの権利委員会」で審査の後、勧告も含む最終見解が提出されるという仕組みになっている。加えて、2011年12月国連総会決議⁽¹²⁾により採択された個人通報手続き選択議定書に基づく個人通報制度がある。

このほかに、国連人権理事会の特別手続きとして、特別報告者が設けられている。最悪の形態の児童労働に関するものとして、「児童の売買、児童買春及び児童ポルノ」（1990年設置）、「現代の奴隷制」（2007年設置）および「人身取引」（2004年設置）がある。「教育の権利」についても特別報告者が任命されている（1998年設置）。「子どもと武力紛争」に関しては、安全保障理事会に作業部会があるとともに、国連事務総長特別代表（1997年設置）が任命されている。したがって、最悪の形態の児童労働については、国連の人権、安全保障分野での取り組みも大きい。

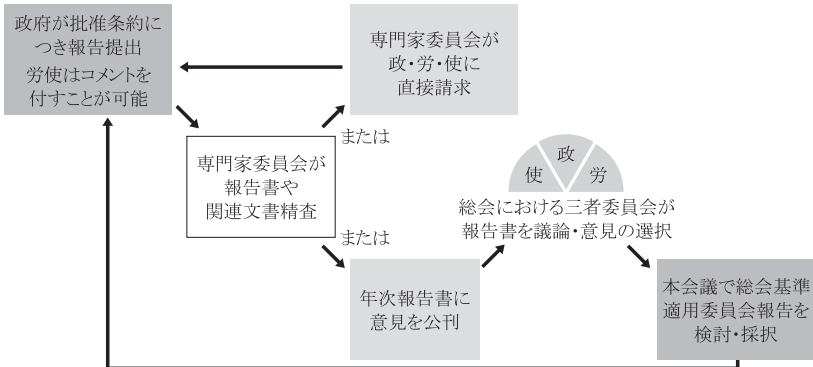
2. ILO の条約監視機構

(1) 通常の条約監視機構

ILO 条約も国連の人権条約と同様、条約の効果的実施のために、伝統的に監視機構がある。ILO の条約に関する通常の監視過程を図示すると、図1のとおりである。

政府は、批准した条約について、基本的原則・権利に関する8条約および優先4条約は2年ごと、それ以外の条約は5年ごとに、ILO に実施措置を報告する義務を負っている。したがって児童労働基本2条約については、政府は2年ごとの報告義務がある。ILO への政府報告について、政府は代表的労使団体に送付義務がある。労使団体は政府報告にコメントすることができるほか、条約の適用状況について、ILO に直接意見を送ることもできる。実際には、ILO への直接意見提出が幅広く活用されている。条約勧告適用専門家委員会（以下「専門家委員会」と略称する）は、国際労働基準の適用状況に関する公平かつ技術的な評価を行う役割を担っており、政府報告および労使意見を含め批准条約の適用状況を精査した後、2種類のコメント、す

図1 通常の監視過程



(出所) 国際労働機関 [2006: 75]。

(注) 「専門家委員会」とは、「条約勧告適用専門家委員会」のことである。

なわち意見または直接請求を付す。専門家委員会は、コメントを含む年次報告書を公表している。年次報告書は、ILO 総会委員会に提出され、同委員会は、一定数のケースについて検討し、判断（多くの場合は政府に改善を促す勧告となる）を下す。総会委員会の検討と判断は、委員会報告書として公表される。

(2) 条約勧告適用専門家委員会のコメント

条約批准国数が多いこともあって、2012年専門家委員会報告（ILO [2012c: 23-28, 293-473]）をみると、委員会がコメントを出した国は、第138号条約について47カ国・地域、第182号条約では、60カ国に及んでいる。専門家委員会は、1964年以来改善事例を記録しているが、2012年報告では、第138号条約が13カ国、第182号条約が16カ国と、昨年より一定の改善を評価する国が多くなっている。第138号の改善事例には、最低年齢に関する法律（危険有害業務の規制を含む）の改善だけでなく、児童労働に関する調査の実施や（義務）教育制度・法の改善、さらには IPEC と協働の時限目標プログラムの評価、特定業務（らくだレースの参加）の児童労働の法的禁止などにも言及している。また、適用範囲について、雇用関係以外の、インフォーマル経済に働く子どもへの適用を評価している。しかし、インフォーマル経済への監視の強化などが指摘されている。第182号についての改善例は、国内法の定義が条約に規定する定義と合致させたこと、最悪の児童労働の形態の明確化、危険・有害業務規則（改正含む）制定、買春禁止法の制定、人身取引への罰則新設、などがあるが、改善を評価されたいずれの国も人身取引、買春など最悪の形態の児童労働は依然問題で、多くの国が実際上の撤廃に向けて即時の、効果的な方策実施や法律の実施強化が要請されている。また、第138号、第182号のいずれのケースもさらなる情報提供を要請している。さらに、ボツワナ政府に対する2007年の意見にあるように、IPEC の成果について報告するよう求めているなど、実践的活動にも配慮した意見になっている。ILO は労働基準の推進と実際活動の双方を担っているので、両活動が有機的に機能し合い、国際基準の監視をより効果的に行い得ると評価できよう。

(3) ILO 総会基準適用委員会の判断例

ここでは、最近国際的に批難されているウズベキスタンのコットン産業の児童労働を取り上げる（ILO [2011]）。このケースは、2012年も審議予定であったが、総会委員会は一般調査等をめぐりデッドロックに陥り、史上初めて個別ケースの審議を行わず、そのため、次回審議に繰り越された。したがって、本章では2011年総会の状況を記す。委員会は、収穫時期の強制児童労働への取り組みについて政府の政治的意思の不十分さと透明性の欠如を指摘し、結論として、2010年に引き続き、2011年も以下の4点を要請している：①コットン産業での児童労働は、強制労働かつ危険有害労働で、最悪の形態の児童労働であると断定して、緊急事項として、効果的な法律の実施を確保するため必要な方策をとること、②政府、労働者、使用者からなる三者構成のハイレベルのオブザーバー・ミッションを受け入れること、③ILOの技術支援を受け入れることとともに、IPECとともに活動することを強く奨励すること、④政府に総合的な情報を提供すること。2012年総会提出の専門家委員会報告では、この結論のフォロー・アップとして、即時・効果的な時限付き方策をとること、諸方策の具体的インパクトに関する情報を提供すること、およびハイレベルの三者構成ミッションを受け入れることなどを要請した。この判断でも、児童労働撤廃に向けての実践活動の重要性が理解されている。なお、2012年の総会委員会は、このほかにも、セネガルの第182号条約、パキスタンの第138号条約の適用についても取り上げる予定であった。

(4) 申し立て制度

ILOでは、労使団体は、条約の実効的遵守をしていない加盟国に対し、理事會に申し立てる権利を有する（ILO憲章第24条）。申し立てがあった場合、三者委員会が設置され、審議をして、勧告が行われる。児童労働に関しては、今まで申し立てはない。

(5) 条約実施の課題

2008年ILO宣言の見地からの基本条約⁽¹³⁾に関する一般調査（ILO [2012b]）

から2012年 ILO 総会に提出された一般調査は、条約の実施・そのインパクトとともに、条約の適用範囲、適用の方法、適用に関して生じた（ずる）困難など条約適用状況やもっとも顕著なテーマ別特徴を分析することにより、各国の条約完全実施へのガイダンスを提供することをねらっている。この調査は、ポジティブなイニシアチブおよび条約実施に対する問題を含む、各国の条約適用に関する法・実践をまとめたものであり、世界全体の条約実施状況が描かれている。指摘されている事項で、重要と考える事柄を以下に述べる。

第138号条約、第182号条約ともに、共通して一般的にいえることは、条約の適用範囲に比べ、国内法の範囲が限定されていることである。第138号条約に関していえば、すでに第1節第1項で指摘したように、本条約は通常の労働関係を超えて適用される。しかし、除外されている経済分門がかなりあり、もっとも多く多くの国で除外されているのは、家族経営、小・零細企業、小規模農業での仕事や家事労働と指摘されている。このほか、インフォーマル経済での仕事や、従業上の地位でいえば自営業主、無報酬の家族従業者が除外されていることが多い。第182号条約に関していえば、たとえば、人身取引の規制において、労働搾取目的や国内の取引は対象外という例がある。また、最悪の形態の児童労働は禁止しているものの、禁止活動が特定されていない、少年少女双方が適用されない法律例などがある。

第2は、第138号に関しては義務教育終了年齢が就業の最低年齢より低く、整合性に欠けることである。危険有害業に関しては、第138号、第182号ともに関係するが、最低年齢の未規定や一般的な禁止規定の欠如などが指摘されている。

第3に、国内法の監視メカニズムの鍵として、労働基準監督官制度および罰則を含む違反に対する制裁への注意を喚起している。このための統計情報の必要性も指摘している。

第4に、最悪の形態の児童労働に関して、売買・人身取引、強制労働、武力紛争、商業的性的搾取、不正な活動への子どもの使用・斡旋・提供、危険有害労働の6形態についてのそれぞれの課題に焦点を当てているが、好事例も提供している。あわせて、無料の基礎教育のアクセスの重要性と

特別のリスクをもつ子どもたちの発見、国際協力・援助の改善を指摘している。

第3節 規範活動を補完する企業の社会的責任（CSR）

1. 主要国際機関での取り組み

企業の社会的責任は、国際社会では一般的に、法的義務を超える企業の任意のイニシアチブと理解されている。CSRは、法律や社会政策の補完であり、代替するものではない。ビジネス自身の倫理的関心やNGO、労働組合、倫理的投資者、消費者などのプレッシャーにより促進され、企業がおかれている多様なビジネス・経済・社会環境のなかで、独自のCSRを発達させ、行動規範の策定から、コミュニティレベルのパートナーシップの構築まで多種多様である（ILO [2004: 121-123]）。

国際機関は、CSRについての国際標準を策定・推進している。ILO、経済協力開発機構（OECD）ともに、多国籍企業問題が大きくなった1970年代に、多国籍企業向けのガイドラインを作成している（OECD「多国籍企業行動指針」1976年策定、1979年・1984年・1991年・2000年および2011年改定⁽¹⁴⁾）。ILO「多国籍企業及び社会的政策に関するILO三者宣言」⁽¹⁵⁾1977年策定、2000年および2006年改定）。ILO三者（政府・労働者・使用者）宣言にあるように、グローバル経済下で大きな役割を果たす「多国籍企業が、経済的・社会的進歩に対してなし得る積極的改善を奨励し、その各種の活動がもたらす困難を最小にし、かつ解決する」ために作成されたものである。いずれのガイドラインにも、児童労働撤廃が含まれている。OECDガイドラインには各国連絡窓口（National Contact Point: NPC）制度があり、制度的なフォロー・アップの仕組みがあるが、ILO宣言には、制度的な仕組みが規定されておらず、フォロー・アップは不十分である。

国連も1970年代に多国籍企業に関する部署はあったものの、CSRに関しては、1999年発表のグローバル・コンパクト（2000年実施）がガイドライン

を明確に打ち出した最初の試みである。グローバル・コンパクトは、企業のみでなく、組織、団体も対象にし、人権、中核的労働基準、環境、腐敗防止の10原則の自主的な尊重・推進を求めるものであるが、ビジネス界にとくに影響力をもっている。国連は、人権理事会でも企業と人権に関する活動を強化している。2011年6月、人権理事会では、「保護、尊重、救済：企業と人権についての枠組み」⁽¹⁶⁾を実施する「ビジネスと人権に関する指導原則」⁽¹⁷⁾を全員一致で支持した。この指導原則は、ビジネスが人権に悪影響を及ぼすリスクを予防し、取り組むためのグローバル基準である。同年11月、人権理事会に新たに、指導原則の普及・実施を担う「人権・多国籍企業その他の企業問題に関する作業部会」が創設された。2012年10月には、初の国別訪問をモンゴルで実施している。「枠組み」は、ジョン・ラギー（John Ruggie）ハーバード大学教授（2005～2011年「人権と多国籍企業・その他の企業」に関する国連事務総長特別代表）が提出していたもので、通称ラギー枠組みと呼ばれている。ラギー枠組みは、2010年11月に発表されたISO26000「社会的責任」にも影響を及ぼし、また、2011年5月改定したOECD「多国籍企業行動指針」の改定理由にもなっている。企業を対象にした人権理事会のガイドラインは画期的なものであり、今後の展開が期待される。

児童労働を含む中核的労働基準をはじめとして、CSRの対象となる人権・労働基準には、法的根拠がある。したがって、CSRに対しては、人権を侵害された被害者の保護に欠けること、企業の法的実施が不確実であること、公共政策・規則が不完全で実施も弱いことなどの問題が指摘されている。こうした問題に対して、ラギー枠組みは、人権侵害からの保護についての国の義務、企業の人権尊重、人権侵害が起きたときの効果的な救済メカニズムへのアクセスという三本柱を基本として、人権とビジネスに関しての新しい機運と方向性を作り出した、との高い評価がある（European Commission [2010a: 26-27]）。国際機関のCSRの国際標準策定・推進の努力もあり、日本においても、大企業でのCSR報告書の作成が普及してきている。重要なのは、CSRが単なる企業の宣伝広報に終わらないようにすることであり、そのためには、児童労働の情報開示やインパクト・アセスメントが不可欠である。

2. サプライ・チェーン問題

企業の社会的責任としては、「サプライ・チェーン」と呼ばれる調達先の問題が大きい。サプライ・チェーンとは、供給の連鎖のことであり、生産の原材料調達から生産・サービスが最終の消費者・顧客に到達するまでのサプライヤーおよび下請業者すべてを含む。なお、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」では、「バリュー・チェーン」という用語が使われ、サプライ・チェーンとはほぼ同義語に使用されている。バリュー・チェーンとは、原則の解釈ガイド⁽¹⁸⁾で、「価値を付加する投入から産出へと転換する活動を包含する」として「企業自身の製品・サービスに貢献する製品・サービスを供給するか、企業からの製品・サービスを受領する、直接・間接に関係する組織」と明確に定義している。サプライ・チェーンに関しては、実践活動やかなりの調査研究がなされている。国連グローバル・コンパクトでは、持続可能なサプライ・チェーンのなかに、2002年に開始した国際ココア・イニシアチブを好事例として紹介している⁽¹⁹⁾。同イニシアチブは、児童労働（危険・有害労働）と人身取引の撲滅を目的に、ガーナおよびコートジボワール2カ国で活動している。17多国籍企業、労働組合（国際レベル）およびNGOが参加している。ILOも投票権のないメンバーとして参加している。イニシアチブは、2001年のココア産業議定書（ハーキン・エンゲル議定書）の成果である。2002年西アフリカ（カメルーン、ガーナ、コートジボワール、ナイジェリア）でのカカオ農園調査で、児童労働・人身取引被害者を発見しているが、イニシアチブでも、少なからずの人身取引の被害者も含めた児童労働者を発見・保護している。次にみる IPEC の成功事例パキスタン・シアルコットのサッカーボール製造での児童労働撤廃も CSR の好事例でもある。

第4節 児童労働撤廃への実践活動

ILO、ユニセフともに、子どもを経済搾取・有害労働から保護するために、

人権を基盤とする児童労働撤廃に向けての実践活動を行っている。ユニセフでは、出生登録、子どもに対する暴力など、10ある「子どもの保護問題」のひとつとして児童労働を取り上げている。児童労働をしている子どものうち雇用関係にある者の割合は2割程度にしか過ぎず、雇用関係がない農業やインフォーマル経済に圧倒的に多いので、フィールドで直接介入する技術協力プロジェクトでは、両機関ともにコミュニティをベースにした事例が多い。

また、撤廃のための取り組みの基礎となる必要・不可欠な活動として、統計の整備充実および調査活動も積極的に行われている。「はじめに」で述べた、ILO、世界銀行、ユニセフ共同研究プロジェクトであるUCWは、政策研究を通じて、取り組みへの共通の政策アプローチを見出すことを目的にしており、80カ国以上での児童労働関係指標の作成、75以上の研究成果を発表している。UCWが行った研究は、2010年児童労働世界会議に提出された、児童労働撤廃のための国際的な共通政策綱領を明示する「児童労働に反対する力の結集」(UCW [2010])に結実している。同文書では、児童労働は子どもの深刻な権利の侵害だけでなく、国の開発目的を達成する重大な障害になっているとして、児童労働をMDGs、万人のための教育(EFA)、貧困削減とディーセント・ワーク等の開発課題の先頭に位置づけるべきことを訴えている。

1. ILO/IPEC

ILOでは、最悪の形態の児童労働撤廃のための工程表を含む「グローバル行動計画」に基づき、児童労働を対象とする技術協力プログラムIPECを90カ国以上で推進している。IPECは、1992年から開始し(1990年9月ドイツ政府が5年間の特別財政貢献を発表して2年後に創設)、20年の経験が積み重ねられ、現在のところ、国・国際機関を問わず、児童労働について、もっとも幅広い取り組みをしている事業である。IPECは、児童労働からの引き離しなどの直接活動のほか、データ収集、調査研究、アドボカシー・意識啓発、法律・政策開発、児童労働に取り組む関係者の訓練、法・政策助言・支援、

社会サービス・生計維持・貧困削減活動などの分野で活動している。開発政策分野では、開発・政策フレームワークへの児童労働の主流化、とくに近年ではディーセント・ワークへの主流化が大きな課題として取り組まれている。IPEC コンスタンス・トマス部長は、2010年5月、児童労働グローバル・レポート発表の際、児童労働撤廃に向けて何をなすべきかを明快に述べている。すなわち、ほとんどの児童労働は貧困に根ざしており、児童労働撤廃への取り組み方策は明確と断言し、すべての子どもが学校に通う機会の確保、経済的に脆弱な家族を支える社会的保護制度、そして大人のディーセント・ワークの機会の確保とあわせて、子どもを保護する法律の効果的な実施が前進への道筋であると説いている。また、取り組みの鍵を握る課題として、アフリカの問題、児童労働者の大半が従事している農業での問題、およびしばしば最悪の形態となっている、「隠された」形態の児童労働などを挙げている⁽²⁰⁾。

IPEC には、パキスタン・シアルコットのサッカーボール縫製⁽²¹⁾やブラジルの条件付き所得移転など、広く知られる成功事業がある。前者についてみてみよう。手縫いサッカーボールで世界最大の生産量を誇るシアルコットで、1970年代から1980年代に、家内労働として働く女性にサッカーボールの縫製委託を始めたことから、子どもも縫製に従事するようになった。このことが1994年のワールドカップや1996年のサッカー欧州選手権の時にメディアに取り上げられ、児童労働撤廃のプロジェクトが始まった。この原動力となったのは、世界自由労連（当時「ICFTU」。現在は国際労働組合総連合「ITUC」）である。プロジェクトは、1997年から2004年まで実施されたが、手縫いサッカーボールの消費者である FIFA のプレッシャーに応える形で、企業（シアルコット商工会議所や世界スポーツ用品産業連盟など）も参加した、新しいアプローチがとられた。したがって、このプロジェクトは、CSR のサプライ・チェーンを対象にする好事例でもある。消費者の FIFA も、プロジェクトに参加しており、ステークホルダーの幅広い参加があるのも、新しいアプローチであった。プロジェクトの目的のひとつに、コミュニティをベースに、コミュニティや家庭で児童労働に対する態度を変える（すなわち、子どもを働かせずに学校に通わせる）が掲げられ、インフォーマル経済で

の児童労働撤廃の鍵となるコミュニティ・ベースのアクションを始めた先駆的事業でもある。もちろん子どもたちを児童労働から引き離すことも重要な目的であった。コミュニティに監督官を配置するとともに、手縫いの場所をコミュニティに確保して、仕事を家庭の外に出し、働く人々を「見える化」することにより、誰が働いているか住民が確認できるようにした。非公式教育はユニセフが担当して、教室をコミュニティに設置し、児童労働から解放された子どもたちが通った。この努力で、最盛時に7000人以上いた児童労働の子どもたちがいなくなったのである。

また、最近の新しい取り組みとして特記すべきことは、戦略として社会保護の取り組み（条件付き所得移転）や公共事業雇用スキーム、小規模貸付スキームなどの強調である。もうひとつは、国際機関のパートナーシップの構築である。UCWに加えて、「児童労働とEFAグローバル・タスクフォース」（後述）や「農業における児童労働に関する協力国際パートナーシップ」、UN.GIFT（後述）等々がある。

2. 人間の安全保障の観点からのアプローチ（国連人間安全保障基金）

「人間の安全保障」は、日本の政府開発協力（ODA）の新しい理念であるが、国連においても、国際協力の比較的新しい理念である。国連機関としては、国連開発計画（UNDP）が1994年人間開発報告で人間の安全保障という概念を打ち出している。人々を脅かすさまざまな脅威が存在する時代に、恐怖と欠乏の2つからの自由、すなわち平和・人権・開発を含む幅広い概念を提起したものである。そのアプローチとして、生じた問題を解決するだけでなく、むしろ予防に力点をおき、人々のもてる能力を発揮させることにより対応するという、新しい方法を提起した。国連には、日本政府の支援により、1999年3月に、「人間の安全保障基金」（Human Security Fund）が設置されたが、その基本理念は、1994年人間開発白書が提起した理念に沿っている。基金の目的は、「現在の国際社会が直面する貧困・環境破壊・地雷・難民問題・麻薬・HIV/エイズなどの感染症など、多様な脅威に取り組む国連関係国際機関の活動のなかに人間の安全保障の考え方を反映させ、

実際に人間の生存・生活・尊厳を確保していくことにある」(外務省国際協力局地球規模課題総括課 [2011])とされている。基金の支援対象が国際機関に限定されていることから、国際機関の国際協力に関する新しいアプローチを提供している。国連人間安全保障委員会が2003年5月に発表した報告書「人間の安全保障の今日的課題」(Commission on Human Security [2003])に基づいて、脅威から人々を保護することと、脅威に対処できるよう人々の能力強化、すなわちエンパワーメントが鍵となる(外務省国際協力局地球規模課題総括課 [2011])。基金は、児童労働撤廃への支援を貧困削減のカテゴリーに分類しているが、後にみる人身取引は、犯罪のカテゴリーと位置づけており、この問題に対して国連では罪防止視点が大きいことがうかがえる。また、国連機関の協働も奨励しており、日本のODAと並行して、危機の時代への人々の対応を促進している。

なお、安全保障を担当する欧州安全保障協力機構(Organization for Security and Co-operation in Europe: OSCE)は、伝統的な安全保障だけではなく、「経済、環境、人権、人道分野における問題が安全保障を脅かす要因となるとの考えから、安全保障を軍事的側面のみならずこれらの分野も含め包括的に取り扱っている」⁽²²⁾が、人身取引問題をひとつの大課題として取り扱っている。OSCEの安全保障の概念は、日本政府が国際協力で重視する「人間の安全保障」理念と相通ずる。

第5節 開発課題

——児童労働撤廃のための教育の取り組み——

1. 国際人権法での児童労働と教育の関連の理解

国際人権法では、伝統的に、児童労働と教育のリンクが重要であると理解されており、義務教育年齢の子どもたちの労働が禁じられている(国連児童の権利条約およびILO児童労働条約)。児童労働と教育は、相互に密接な関係にあり、児童労働は教育を受けるための障害であるが、他方児童労働撤

廃視点からみると、教育は児童労働の最大の予防である。UCWの研究でも、この両面が明らかになっており、多くの国で、高レベルの児童労働は、就学率を低くさせ、EFAの達成を遅らせる一方で、教育の質が、子どもたちの不就学や就業に大きな影響を与えていると指摘している。すなわち、不適切な学校教育が子どもたちの就業への“プッシュ要因”になっている（Guarcello et al. [2006: 23]）。にもかかわらず、データ不足により、仕事に關係する要素と学校教育に關係する要素との重要性と両者の相互作用の理解は低いままにとどまっており、適切な政策樹立への障害になっている（Guarcello et al. [2006: 9-12]）。教育面からみると、児童労働と教育の關連についての理念は共有されているものの、グローバルレベルで教育關係政策や実践活動での児童労働の組入れは比較的新しく、相変わらず課題として残っている。

2. 国連、ユネスコにおける教育と児童労働の取り組み

1990年から開始されたEFAは、2000年セネガル・ダカールで開催された世界教育フォーラムで再確認され、ダカール行動枠組みが採択された。しかし、EFA、MDGsともに、目標達成のために、教育に直接關連する課題の達成にターゲットが絞られ、児童労働に関する明確な言及はない。国連では、2002年子どもに関する国連特別総会での採択文書「子どもにふさわしい社会」⁽²³⁾で、初めて、教育は児童労働削減の鍵であり、児童労働が教育への障害であるとの認識を明らかにした。とくに「児童労働への闘い」について一項を設けて、最悪の形態の児童労働撤廃に焦点を当てるとともに、働く子どもに対する無償教育・職業訓練の供与や教育システムへの統合、国際協力の推進、データ収集・分析、貧困削減や開発努力への児童労働の主流化などの児童労働撤廃への取り組みの強化を謳った。以後毎年国連総会は「子どもの権利」決議で、児童労働について關係2条約の批准奨励などを盛り込んでいる⁽²⁴⁾。

3. 児童労働と教育に関する好事例

EFA グローバル・モニタリング報告（2008年，UNESCO [2007: 118-120]）では，児童労働で働く子どもの教育への制約は，教育・労働両者の要因があるとしながら，とくにもっとも不利な立場にある子どもにとって，教育の質が重要な要因として浮かび上がっていることを指摘している。また，就業の最低年齢，就学の要請などの関係法律の実施が弱いことや貧困を制約要因として挙げると同時に，好事例の政策に言及している。同報告では，児童労働で働く子どもたちの就学を支援する政府の政策アプローチとして，働く子どもたちの状況に応じて，次の4つを挙げている。

①子どもへの就学のためのインセンティブの改善。

校舎数の増加，柔軟なスケジュールなど就学へのアクセスの改善，学校費用の撤廃，女兒の差別撤廃，教育の質の改善，基本的サービスの改善。

②就学への制約の除去。

貧困撤廃戦略の開発，社会的安全網の創設，条件付き所得・食糧移転確立，クレジットへのアクセス等の財政的手段の推進。

③就学奨励・子どもを働かせないための法令の使用。

義務教育法の施行，適切な児童労働法の導入・施行。

④働く子どもへの保護・通常生活への復帰サービスの提供。

危険・最悪の形態の児童労働からの引き離し，健康・安全・他の労働基準の実施，教育・保健サービスへのアクセスの提供，職業訓練・他の復帰サービスの提供。

また，同報告で取り上げられた児童労働と教育の改善に貢献した好事例には，次のようなものが掲げられている。

①就学の直接コストおよび子どもの経済的貢献を償う補助金を家族に支給し，子どもたちが就学できるようにした。貧困が児童労働の主原因である場合には児童労働を撤廃することは困難で，多くの子どもたちが教育を受けながら働き続けている。

②子どもたちの学習ニーズに答えるために，仕事の季節に合わせる柔軟

な学校制度を設けて、独立した学習モジュールやサマースクールを通じて学校に行けなかった時間の埋め合わせをする。

- ③集中的な「キャッチ・アップ」コースにより、働く子どもが受けられなかった授業を埋め合わせるようにして、その結果、公式の学校に受け入れられた。
- ④バングラデシュでは、2年間のブリッジ・コース（公式の学校への橋渡しの学習コース）により最終的に公式の学校に通学させるようにするプロジェクトが開始され、最初のフェーズにおいて、インフォーマル・セクターで働く8～14歳の子どもたち35万人が対象となった。
- ⑤ブラジルの児童労働撤廃プログラムでは、幅広いアプローチをとっている。家族への補助金、使用者の児童労働法遵守についての監視、非公式だが公式と同価値のプログラムの推進、および課外活動の実施などが含まれている。このプログラムによって、貧しい地方3州で、初等教育を通じて子どもが働く確率が低下し、急速な改善がみられたと評価されている。

4. 児童労働と教育に関する国際機関の連携

近年は、児童労働と教育問題に関する国際機関間の協働が強化されている。2006年、児童労働を通じてEFAの目的達成に貢献するため、途上国の努力を支援する、国際機関とグローバル市民社会組織からなる「児童労働とEFA グローバル・タスクフォース」⁽²⁵⁾が設けられた。目的達成の戦略は、EFA 目的に貢献する国内・国際政策枠組みに児童労働問題を主流化するための政治的意思および気運を高めることである。また、世界銀行は、2002年にEFA ファースト・トラック・イニシアチブ (EFI) (2012年から、教育のためのグローバルパートナーシップ [基金]: Global Partnership for Education [GPE] Fund と改組) を開始している。同基金での支援は、「学校への通学」が条件にあり、結果として児童労働がなくなるという効果はあると考えられるが、「児童労働」は直接には考慮されておらず、教育面からのより積極的な児童労働撤廃への取り組みが期待される。

第6節 最悪の形態の児童労働

最悪の形態の児童労働については、ILO/IPEC が2001年から国別に重点対象を定めた撤廃期限付きプログラム（Time-Bound Programme: TBP）を推進している。最悪の形態の児童労働は、ILO 第182号条約第3条に、以下の4形態と定義されている。

- ①人身取引、債務奴隷、強制的な子ども兵士、その他の強制労働。
- ②買春・ポルノ製作・わいせつな演技のための子どもの使用・斡旋・提供。
- ③麻薬の生産・密売などの不正な活動のための子どもの使用・斡旋・提供。
- ④子どもの健康・安全・道徳を害し、心身の健全な成長を妨げる危険で有害な労働。

これら最悪の形態の児童労働は、規制する ILO 182号条約が1999年に採択されたことからわかるように、問題への国際的認知度が高まったのは比較的新しい。国連の子どもの権利条約関係選択議定書も2000年の採択である。最悪の形態の児童労働は、通常の児童労働と異なる取り組みが必要であることに加え、それぞれも、人身取引、武力紛争への強制的徴用（いわゆる子ども兵）、債務奴隷、買春等性的搾取、不正な活動への子どもの使用、危険・有害業務、のように、重なりあうものもあるが、類型ごとの考察を必要とする。危険有害業務については、すでに第138号条約で就業の最低年齢が18歳に引き上げられているので、各国も労働法で年少労働者の危険有害業務の規制を行っており、労働問題を所管する ILO がとくに専門的知見を有している。しかし、ほかの分野については、ILO 以外の国際機関の活動も大きい。本節では、国際的に注目され、国際社会で大課題として取り組まれている人身取引および子ども兵を取り上げ、その撤廃への取り組みを新しいアプローチとして取り上げる。

なお、国際開発目標である MDGs には、当初児童労働が言及されていなかったが、2010年9月開催の MDGs 国連首脳会合の成果文書⁽²⁶⁾で、初めて、

児童労働撤廃の文言が、最悪の形態についてのみ、目標1（極度の貧困の撲滅）に盛り込まれた。そのなかでは、最悪の児童労働撤廃に向けて社会経済開発、貧困撲滅プログラム、普遍的教育等の国際協力・援助を通じての取り組みが謳われ、開発目標への取り込みが図られたので、今後児童労働撤廃活動の開発協力活動への主流化を期待できよう。

1. 人身取引（人身売買）

人身取引（人身売買とも呼ばれる）とは、搾取の目的で、暴力等の強制力による脅迫、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用等または他者を支配下におく者の同意を得る目的での金銭・利益收受の手段を用いて、人を獲得、輸送、引渡し、蔵匿または收受をすることである。子どもの場合には、搾取の目的で、子どもを獲得・輸送・引渡し・蔵匿・收受をするだけで、脅迫等の手段を用いなくても人身取引とみなされる（「国際組織犯罪条約人身取引議定書、通称パレルモ議定書」第3条）。人身取引される子どもは、世界で約120万人、人身取引被害者の40～50%を占めるとILOでは推計しており（ILO [2005: 15]）、子どもの被害者もかなり多い。欧州安全保障協力機構では、子ども、とくに少女がきわめて多いのは、家事労働者にする目的での人身取引がかなりを占めているためと指摘している（Office of the Special Representative and Co-ordinator for Combating Trafficking in Human Being [2010: 24-25]）。

人身取引への闘いは奴隷制反対からの長い歴史を有するが、グローバル経済化にともない人々の移動が容易になり、活発になってきたことおよび国際犯罪組織が関与していることなどから、1990年代後半に、重要国際課題として浮上した。

(1) 人身取引の禁（廃）止・防止に関する国際法

現代の奴隷制といわれる人身取引に対しては、かなりの数の国際条約がある。国連諸機関における国際基準は、表2のとおりである。これら5つの分類は、4以外は子どもだけを対象にしているものではないが、子どもも対象としてカバーしている。

表2 人身取引防止等主要国際条約

目的	条約名	ILO 条約番号	採択年
1. 働く人の基本的人権の確保, 強制労働の廃止	ILO 強制労働条約	第29号	1930年
	ILO 強制労働条約	第105号	1957年
2. 奴隷制および類似の慣行の廃止	国連「人身取引および他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」		1949年
3. 女性に対する人権の確保	国連「女子差別撤廃条約」(第6条)		1979年
4. 子どもの権利確保	国連「児童の権利条約」(第35条)		1989年
	「児童の売買, 児童買春及びポルノに関する選択議定書」		2000年
5. 犯罪防止	ILO「最悪の形態の児童労働」条約	第182号	1999年
	国連「国際組織犯罪条約人身取引議定書(パレルモ議定書)」		2000年

(出所) 筆者作成。

(注) 条約は略称。人身取引のみを対象としない ILO 条約および国連条約は関係条項を明記。

さらに、精力的な取り組みが行われている欧州をみると、欧州評議会 (Council of Europe) では、「人身取引に反対する行動に関する条約」が2005年採択されている (2008年発効)。EU も、EU 基本権憲章第5条第3項に人身取引の禁止の明文があり、人身取引対策に力を注いでいる。EU は、人身取引を「世界でもっとも深刻な犯罪、重大な人権侵害、現代の奴隷制、組織犯罪のきわめて大きな利益を得るビジネス」(European Commission [2010b]) と考えている。2011年4月、議会と EC は、「人身取引の予防、闘い及び被害者の保護に関する指令」を策定し、従来の2002年枠組み決定を置き換えた。

(2) 国連を中心とする国際機関の活動

国連では、人身取引を暴力の一形態ととらえており、とくに、女性・少女の被害に着目している (United Nations [2006a, 2006b: 79])。国連総会には最新の2012年を含め、隔年おきに事務総長報告が提出され、決議が採択されている⁽²⁷⁾。国連は、2010年7月、人身取引の予防、被害者の保護、犯罪の訴追およびパートナーシップの強化を定めた、総合的な「人身取引と

闘う国連グローバル・プラン」⁽²⁸⁾を策定している。

人身取引には、多様な行為者が関与するため、反人身取引に取り組む国際機関も多数存在している。このため、機関間でのパートナーシップや協調行動がかなり進展しているのが特徴で、これがとくに新しいアプローチといえる。国連には、国連麻薬・犯罪事務所（UNDOC）が議長となって、多くの国連機関と国連機関外からの国際刑事警察機構（ICPO）および国際移住機関（IOM）が参加している、反人身取引国際機関協力グループがある。また、最近のグローバルレベルでのプロジェクトの、新しい連携取り組みの代表例として、人身取引と闘う国連グローバルイニシアチブ「United Nations Global Initiative to Fight Human Trafficking：UN.GIFT」⁽²⁹⁾（2007年3月設立）がある。このイニシアチブは、ILO、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）、ユニセフ、IOM および OSCE がメンバーで、その任務は、人身取引の予防、被害者への適切な保護・支援および効率的な犯罪の訴追への支援によって、人身取引の被害者を減らすことで、政府および政府以外のアクター（市民社会グループ、メディア、学識者、民間セクターなど）を動員して、活動を進めている。

（3）人身取引をめぐる最近の焦点

人身取引の状況を見ると、目的は、商業的性的搾取43%、経済的搾取が32%、両者が該当するケースが25%である。また性別で見ると、少女・女性は、商業的性的搾取においては98%と圧倒的に多く、経済的搾取においては56%を占める。つまり、少年・男性に比べて少女・女性の被害者が多い（ILO 推計、ILO [2005: 14-15]）。在欧州の国際機関では、近年は労働搾取目的の人身取引に関心を高めている。これは、経済のグローバル化にともなう安価な労働力を求める構造的な問題が根底にあるために増加しているとの認識があるゆえだろう。ILO は、強制労働撤廃が中核的労働基準のひとつであり、強制労働条約は1930年採択という古い条約であるので、その形態として、労働搾取目的の人身取引も重視している。

労働搾取の場合、人身取引の被害者か、被害者でない密入国者・非正規移民かの区別がますます不明瞭・困難になってきており、移民問題への取

り組みに新しい課題を付加するといえる。もうひとつは、人身取引の撲滅の取り組みにおいて、顧客の要望に応じてのサービスの提供や安価な労働力の希求といった需要側の要因への取り組みの重視が指摘できよう。これは先にふれた、欧州評議会条約での規定の影響が大きいと思われる。

(4) 人身取引防止・被害者保護のための実践活動

人身取引のように、移動をとまなう行為は、しばしば国境を越えた活動となっており、とくに国際的な連携が必要なことから、この課題への取り組みには、国際機関に優位性がある。国際犯罪の脅威にもさらされ、危険が大きいことから、人間の安全保障からの取り組みの典型例といえる。国連人間の安全保障基金で、いくつものプロジェクトがある（外務省国際協力局地球規模課題総括課 [2011]）。

予防に関しては、子どもやコミュニティでの問題の周知・徹底、子どもへの教育奨励、経済的な困難を抱える家族の生計維持手段の確保といった取り組みがなされ、保護に関しては、心身のリハビリや就業年齢を超える子どもへの職業訓練などの取り組みがある。

2. 子ども兵

国連では、子ども兵の徴用・使用を武力紛争における子どもに対する6重大人権侵害のひとつととらえている。18歳未満の子どもの徴兵および敵対行為への参加は禁止され（国連「武力紛争における子どもの関与に関する児童の権利条約選択議定書」）、また、15歳未満の子どもの自国軍に強制あるいは志願兵として編入することや敵対行為に参加させることは、戦争犯罪と定義されている（国際刑事裁判所「International Criminal Court: ICC」ローマ規程第8条）。ILO最悪の形態の児童労働勧告（第180号）でも、子どもの徴用・使用を犯罪とするよう求めている。子ども兵はしばしば誘拐という形で徴用されているが、「誘拐」自体が、重大な国際人道・人権法の違反である。したがって、子ども兵対策の大きな視点は「正義の実現」、すなわち子ども兵の徴用・使用をした者に対する処罰である。言い換えると、国連は「不

処罰」を防ごうとしている。もうひとつの大きな活動は、(元)子ども兵の「武装解除、動員解除、リハビリおよび社会復帰」⁽³⁰⁾である。2001年国連平和維持活動(Peacekeeping Operation: PKO)の任務に、「紛争における子ども」の保護が定められ、PKO活動への子どもの保護・権利・福祉に関する主流化政策を策定して、とくにユニセフと協力して積極的に取り組んでいる(United Nations Department of Peacekeeping Operations [2009])。

(1) 子ども兵の予防・保護に関する国連の制度

子ども兵に関しては、国連の安全保障および人権メカニズムの役割が大きい。国連は、2つの制度を設けている。「子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表」(1997年設置)と、「安全保障理事会子どもと紛争に関する作業部会」(2005年7月設置)である。前者は、毎年人権理事会に報告書を提出している。両制度ともに、子ども兵の徴用・使用を含む6重大人権侵害を扱っている。特別代表の2011年7月提出の報告書(2010年5月~2011年5月をカバー)⁽³¹⁾では、子ども兵について、子どもの権利条約の締約国に対する選択議定書の署名・批准とあわせ、①軍隊・武装グループでの子どもの徴用と敵対行為への子どもの使用を予防する策の強化、とくに子どもの徴用の禁止、処罰化法律の施行、②国外裁判権の行使、③亡命希求者や難民の子どもを見つけ出すメカニズムの確立、④心身のリハビリ、社会統合等への必要な支援、⑤子どもを徴用・敵対行為に使用した国への武器輸出の禁止、などを勧告している。さらに、国際社会一般に、①徴用や敵対行為参加の最低年齢18歳のアドボカシーの継続、②国際プレッシャー、③関係国際基準の遵守強制と監視、④子どもの徴用・使用を促す政治的・社会的・経済的要因への取り組み、および⑤(元)子ども兵のリハビリ・社会統合へのニーズに応えること、を求めている。これらの勧告事項は、(元)子ども兵への対応策を網羅しているといえる。さらに、2012年の報告書では、法の実施と調査とあわせ、家族・コミュニティ保護システムの強化および教育・技能・生計維持機会を通じての子どものエンパワーメントを謳っている。

作業部会の主要な任務は、子どもと武力紛争についての情報の収集・提

供と監視を行い、安全保障理事会に子どもの保護のために推進すべき方策を勧告することである。2010年12月までに30カ国以上の勧告付き報告書を提出している。作業部会の勧告により、インパクトを与えた大きなケースとして、コンゴ民主共和国の例がある。国内レベルで、政府は、2003～2006年の間にカタンガ州300人の子どもの徴用を含む、戦争犯罪および人道に反する罪で、元マイマイ民兵グループ司令官 Kyungu Mutanga, 通称ジェデオンを2007年軍事法廷にかけ、2009年死刑が宣告された。国際レベルでも、ICCは、2009年コンゴ開放愛国軍 (Forces patriotiques pour la liberation du Congo 「FPLC」) 全司令官トマ・ルバンガ (Thomas Lubanga) を、15歳未満の子どもの徴兵の罪で起訴した⁽³²⁾。2012年3月、この罪では初めて有罪と宣告され、同年7月、14年の刑が決定した⁽³³⁾。

(2) (元) 子ども兵に対する実践活動

(元) 子ども兵の発見や、軍および武力グループからの隔離・武装解除・動員解除には、国連平和維持活動 (PKO) の役割が大きく、(元) 子ども兵のリハビリ・社会復帰についてはユニセフが果たしている役割が大きい。さらに子どもの経済面での統合に関しては、ILO が職業訓練などの支援を行っている。

3. 児童労働と若年雇用問題

2010年グローバル・レポートでは、15～17歳での児童労働の増加が報告されているが、この年齢層は、最悪の形態の労働以外は就業年齢に達しているので、安全で法律上許される仕事を促進すること、すなわち、若年雇用対策が不可欠である。とくに最悪の形態の児童労働から引き離して社会統合を図る手段として、職業訓練は欠かせない。途上国の若者は、不完全就業と貧困に脆弱な立場にある。職業訓練を中心とした労働・雇用問題の取り組みを強化する必要がある。児童労働と若年雇用問題との関係性は、近年、若者が雇用危機に直面するなかで、認識が高まってきているが、いまだ十分とはいえない。ILO アジア太平洋総局のフィールド・スタッフ用ハン

ドブック「アジア・太平洋地域での児童労働と若年雇用プログラムのリンク醸成」(ILO Regional Office for Asia and the Pacific [2008])は、①子ども・若者への労働需要の再方向づけ、②教育・職業訓練、および③IPECと若年雇用プログラムの対象となる年齢の重なり(15~17歳)からの両プログラムの協働、に焦点を当てており、この分野の貴重な参考文書である。

なお、若者への生産的雇用確保の戦略策定・実施は、当初からMDGsの目標8(開発のためのグローバルパートナーシップの構築)に、盛り込まれていた。しかし、2005年に目標1の具体的目標に、すべての人々へのディーセント・ワークの達成が盛り込まれたために、若者雇用が目標8から削除され、その結果、若年雇用の重要性が見落とされがちになっている。過去3年間の国連MDGs報告に若年雇用の言及はなかった。しかし、最新の2012年には、とくに若者の雇用状況の悪化から問題を取り上げている。若者はインフォーマルな家族ビジネスか農業にしか仕事の機会を見出せないこと、また、学校から仕事への移行過程で失業か、不安定雇用であることを指摘している。最新の2013年世界銀行の開発報告も仕事を中心テーマであり、若年雇用問題を重視している。さらに、2012年のILO総会も、若者雇用が2005年に続き議題となり、「行動への呼びかけ行動」決議・結論を採択し、関係条約として児童労働条約を含めている。今後若者雇用に重きをおくことが期待できよう。

おわりに

通常の形の児童労働については、その数は減少傾向にあり、国際機関を中心とする取り組みに一定の成果がみられるが、「人間の安全保障」という新しい視点から、未来のために、とくに安全のための配慮が必要な子どもへの活動強化が求められる。

児童労働撤廃という国際基準の実現は、基本的に国内レベルでの実施に依存しており、国内法・政策の策定・推進の充実・強化を図らなければならない。国際機関としては、国際世論を高めることと、好事例を提供して、

各国がそれらを効果的に利用できるよう支援することが重要である。加えて、児童労働はさまざまな要因が絡み合っており、国際機関のさらなる効果的なパートナーシップの構築・協働が必要である。締めくくりに、今後とるべき方向性をいくつか指摘する。

第1に、UCW 研究文書「児童労働に反対する力の結集」が示すように、国の貧困、教育、ディーセント・ワークなどの開発問題での児童労働の考慮（主流化）が挙げられる。現在に至って、この点の重要性がようやく認識されたことから、政府に加え、国際レベルでの労働・雇用政策の決定権者である、労働者・使用者の役割に期待したい。また、労働・雇用法の実施強化のために、途上国で質量ともに大きな課題となっている、労働基準監督官制度の、能力向上も含めた充実が必要であることも指摘したい。

第2に、現下の問題として児童労働の半数以上を占める農業への視点が重要である一方で、今後の人口移動を考えると、都市化にともなうインフォーマル経済での児童労働が大きな課題であることが挙げられる。この分野は、伝統的な枠組みでの取り組みは困難であり、コミュニティ・ベースの取り組みを強化するなど、効果的なアプローチをさらに検討する必要がある。また、児童労働を行っている子どもの従業上の地位をみると、67.5%が無給の家族従業者であり、親の理解を高める啓発がきわめて重要であることは指摘されなければならない。

第3に、企業はキープレイヤーであり、法令遵守はもとより、とくに日本のような先進国では、サプライ・チェーンを含む公正な調達基準の徹底などの取り組みを奨励する必要がある。このため、引き続き消費者運動の活動を期待したい。

第4に、人身取引の節で述べたことであるが、すべての児童労働に関し、供給（児童労働をする子どもたち）側の問題だけでなく、安価なサービスや労働提供を求める顧客・消費者の意識啓発など、需要側への対処も不可欠である。

最後に、国際社会で現在重点的に取り組まれている、最悪の形態の児童労働についての課題にふれる。ILO が定めた野心的な撤廃達成の目標期限2016年まであと3年しかなく、国際社会も最悪の形態の児童労働に重点をおい

て活動している。有害な業務から子どもたちの保護は、子どもたちの心身の健全な発展のために重視されるべきことは当然であろう。しかし、この形態の児童労働については、人身取引、子ども兵の取り組み例をみてもわかるように、一括りでとらえることは適当でなく、形態別のアプローチが必要である。また、最悪の形態の児童労働が増加している15～17歳の年齢層は、通常の労働は就業可能であるので、撤廃には若年雇用問題への取り組みが不可欠である。とくに職業訓練に取り組む必要が大きいことを指摘しておきたい⁽³⁴⁾。

〔注〕

- (1) 中核的国際労働基準とは、①結社の自由及び団体交渉権の効果的な確認（ILO 条約第87号および第98号）、②強制労働の禁止（ILO 条約第29号および第105号）、③児童労働の禁止（ILO 条約第138号および第182号）および④雇用・職業上の差別撤廃（ILO 条約第100号および第111号）である。
- (2) URL は、<http://www.ucw-project.org/>である。
- (3) IPEC の URL は、<http://www.ilo.org/ipec/lang--en/index.htm#a2> である。
- (4) 社会開発サミットで採択された「コペンハーゲン宣言及び行動計画」日本語訳版については、<http://www.unic.or.jp/centre/txt/summit.txt> を参照。
- (5) ミレニアム・サミットで採択されたミレニアム宣言の日本語訳版は http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/kiroku/s_mori/arc_00/m_summit/sengen.html を参照。
- (6) サミットの成果文書は、第60回国連総会決議 A/RES/60/1 であり、日本語訳版は http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/unsokai/pdfs/050916_seika.pdf を参照。
- (7) 国連人権理事会文書 A/HRC/19/59/Add.5 を参照。
- (8) [http://www.unhchr.ch/huridocda/huridoca.nsf/\(symbol\)/a.conf.157.23.en](http://www.unhchr.ch/huridocda/huridoca.nsf/(symbol)/a.conf.157.23.en) を参照。
- (9) 第48回国連総会決議 A/RES/48/141。初代の人権高等弁務官は1994年2月に任命された。
- (10) ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights (<http://www.ilo.org/declaration/thedeclaration/textdeclaration/lang--en/index.htm>)。日本語訳版は、<http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/declaration.htm> を参照。
- (11) ディーセント・ワークの意味は、次の2つの表現で言い表せる。ひとつは、自由、公平、保障および人間の尊厳を基本としている生産的な仕事であることである。これらの原則は、1944年の「ILO フィラデルフィア宣言」にすでに盛り込まれている。2つ目は、権利が保障され、十分な収入を得、適切な社会保護のある、そして社会対話（労使対話）のある生産的で生きがいのある仕事であることである。ディーセント・ワークは、4つの戦略目標で構成され、それらをきわめて簡略に表すと、雇用促進、権利確保、社会保護および労使対話・三者構成主義である。ジェンダーはすべてにかかわる横断的な課題と理解されている。

- (12) 第66回国連総会決議 A/RES/66/141。
- (13) 中核的労働基準8条約のことである。
- (14) 2011年版については OECD [2011] を参照。日本語訳文は、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/pdfs/takoku_ho.pdf で閲覧できる。
- (15) <http://www.ilsa.org/jessup/jessup06/basicmats/ILOconv.doc> を参照。日本語訳版は、<http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/downloads/multi2007.pdf> で閲覧できる。
- (16) 国連人権理事会文書 A/HRC/8/5 である。Ruggie [2008] を参照。
- (17) 国連人権理事会文書 A/HRC/17/31 である。Ruggie [2011] を参照。
- (18) UN “The Corporate Responsibility to Respect Human Rights, An Interpretive guide 2011” p.8.
- (19) <http://supply-chain.unglobalcompact.org/> を参照。
- (20) ILO のプレスリリース2010年5月7日 (http://www.ilo.org/global/about-the-ilo/press-and-media-centre/news/WCMS_126840/lang--en/index.htm) を参照。
- (21) ILO “Prevention and Elimination of Child Labour in Global Supply Chains: the Soccer Ball Industry in Pakistan – CSR Case Study” 2010. <http://www.ilo.org/ipceinfo/product/viewProduct.do?productId=14356>.
- (22) 外務省作成の、欧州安全保障協力機構 (Organization for Security and Co-operation in Europe) の概要ページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/osce/gaiyo.html>) を参照。
- (23) 第27回国連特別総会決議 A/RES/S-27/2 (A world fit for children)。
- (24) 直近の2011年12月第66回国連総会決議 (A/RES/66/141) では、撤廃への具体的行動の要請と工程表を含むハーグ会議の留意が盛り込まれている。
- (25) 国際機関としては ILO, 世界銀行, ユニセフ, ユネスコ, UNDP の5機関および Education for All Fast Track Initiative の1国際機関プログラム, 市民社会組織として グローバル・マーチおよび教育インターナショナルの2団体ならびにオランダ政府がメンバーである。
- (26) MDGs 国連首脳会議成果文書日本語訳版は以下のサイトを参照, http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/unsokai/pdfs/65_mdgs_sksb.pdf。
- (27) 最新の国連事務総長報告 (2012年) は A/67/261, 決議 (第67回総会) は, A/RES/67/145 を参照。国連総会第67回でも同種の決議の採択が予想される。
- (28) A/RES/64/293 を参照。
- (29) ホームページは, <http://www.ungift.org/knowledgehub/en/about/index.html> である。
- (30) Disarmament, Demobilization and Reintegration (DDR) については, UN Department of PKO, Office of Rule of Law and Security Institutions [2010] を参照のこと。
- (31) 人権理事会文書 A/HRC/18/38 を参照。
- (32) 安全保障理事会文書 (S/2010/369) である (United Nations Security Council [2010])。
- (33) 国際刑事裁判所プレスリリース2012年3月14日 (http://www.icc-cpi.int/en_menus/

icc/press%20and%20media/press%20releases/Pages/pr776.aspx)を参照。同2012年7月10日(http://www.icc-cpi.int/en_menus/icc/press%20and%20media/press%20releases/Pages/pr824.aspx)を参照。

- (34) 児童労働の根本原因である貧困について、その対策として親のディーセント・ワークが課題であることはいうまでもないが、紙数の制約もあり、ふれていないことを付記する。

[参考文献]

<日本語文献>

- 外務省国際協力局地球規模課題総括課 [2011] 「人間の安全保障——人々の豊かな可能性を実現するために——」外務省 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hs/pdfs/hs_pamph.pdf)。
- 国際労働機関 [2006] (吾郷真一監訳) 『グローバル経済のためのルール——国際労働基準の手引き——』ILO 駐日事務所 (*Rules of the Game: A Brief Introduction to International Labour Standards*, Geneva: International Labour Office, 2005 <http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/downloads/2006rule.pdf>)。
- 横田洋三編 [2006] 『新国際機構論 (上)』国際書院。

<英語文献>

- Commission on Human Security [2003] *Human Security Now*, New York: Commission on Human Security (人間の安全保障委員会事務局訳『安全保障の今日的課題——人間の安全保障委員会報告書——』朝日新聞社 2003年)。
- Dejardin, Amelita King [2009] “Gender (in) Equality, Globalization and Governance,” Working Paper No.92, International Labour Organization (http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---dgreports/---integration/documents/publication/wcms_108648.pdf)。
- European Commission [2010a] “Commission Staff Working Document, Combating Child Labour,” SEC (2010) 37 final, Brussels: European Commission ([http://www.europarl.europa.eu/meetdocs/2009_2014/documents/deve/dv/2com_sec\(2010\)0037_2com_sec\(2010\)0037_en.pdf](http://www.europarl.europa.eu/meetdocs/2009_2014/documents/deve/dv/2com_sec(2010)0037_2com_sec(2010)0037_en.pdf))。
- [2010b] “Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on Preventing and Combating Trafficking in Human Beings, and Protecting Victims, Repealing Framework Decision 2002/629/JHA,” Brussels: European Commission (<http://www.statewatch.org/news/2010/apr/eu-com-95-10-trafficking-proposal.pdf>)。
- Guarcello, Lorenzo, Scott Lyon, and Furio Rosati [2006] “Child Labour and Education for All: An Issue Paper,” Understanding Children’s Work (UCW), Working Paper (http://www.ucw-project.org/attachment/standard_EFACL_revised%5B1%5D20110420_115151.pdf)。

- International Labour Organization (ILO) [1999] *Decent Work*, Report of the Director-General to the International Labour Conference, 87th Session, Geneva: International Labour Office (<http://www.ilo.org/public/english/standards/reim/ilc/ilc87/rep-i.htm>).
- [2004] *A Fair Globalization: Creating Opportunities for All*, Report of the World Commission on the Social Dimension of Globalization, Geneva: International Labour Office (<http://www.ilo.org/public/english/wcsdg/docs/report.pdf>).
- [2005] *A Global Alliance against Forced Labour*, ILO Global Report under the Follow-up to the ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work International Labour Conference 93rd Session, Geneva: International Labour Office (<http://www.ilo.org/public/english/standards/reim/ilc/ilc93/pdf/rep-i-b.pdf>).
- [2006] *The End of Child Labour: Within Reach*, International Labour Conference, 95th Session 2006, Report I (B), Geneva: International Labour Office (<http://www.ilo.org/public/english/standards/reim/ilc/ilc95/pdf/rep-i-b.pdf>).
- [2008a] *ILO Declaration on Social Justice for a Fair Globalization*, Geneva: International Labour Office (『公正なグローバル化のための社会正義に関するILO宣言』ILO 駐日事務所 2009年, <http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/downloads/2008declaration.pdf>).
- [2008b] *World Day Against Child Labour 2008, Education: The Right Response to Child Labour*, Geneva: International Labour Office (<http://www.ilo.org/ipecc/Campaignandadvocacy/wdacl/2008/lang--en/index.htm>).
- [2010a] *Accelerating Action against Child Labour*, International Labour Conference, 99th Session 2010, Report I (B), Geneva: International Labour Office (http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---dgreports/---dcomm/documents/publication/wcms_126752.pdf).
- [2010b] *Global Employment Trends for Youth*, Geneva: International Labour Office (http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_emp/---emp_elm/---trends/documents/publication/wcms_143349.pdf).
- [2011] Conference Committee on the Application of Standards, Extracts from the Record of Proceedings, Geneva: International Labour Office (http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_norm/---normes/documents/publication/wcms_165970.pdf).
- [2012a] *Fundamental Principles and Rights at Work: From Commitment to Action*, Report VI International Labour Conference, 101st Session, Geneva: International Labour Office (http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_norm/---relconf/documents/meetingdocument/wcms_176149.pdf).
- [2012b] *Giving Globalization a Human Face, General Survey on the Fundamental Conventions Concerning Rights at Work in Light of the ILO Declaration on Social Justice for a Fair Globalization, 2008*, Report III (1B), International Labour Conference, 101st Session, Geneva: International Labour Office (http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_norm/---relconf/documents/meetingdocument/wcms_174846).

- pdf).
- [2012 c] *Report of the Committee of Experts on the Application of Conventions and Recommendations*, Report III (Part 1A) Geneva: International Labour Office (http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_norm/---relconf/documents/meetingdocument/wcms_174843.pdf).
- International Labour Office, International Programme on the Elimination of Child Labour (ILO/IPEC) [2007] *Consolidated Good Practices in Education and Child Labour*, Geneva: International Labour Office (<http://www.ilo.org/ipeinfo/product/download.do?jsessionid=70c08e0759e13cc9ddf02d5057242a7b03513353d4a7ab3bcf6dc347a8f1ebfa.e3aTbhuLbNmSe3eOb40?type=document&id=6449>).
- [2011] *IPEC Action Against Child Labour: Highlights 2010*, Geneva: International Labour Organization (<http://www.ilo.org/ipeinfo/product/download.do?type=document&id=15735>).
- International Labour Organization (ILO) and World Trade Organization (WTO) [2009] *Globalization and Informal Jobs in Developing Countries*, Geneva: ILO and WTO (<http://www.ilo.org/public/english/bureau/inst/download/globalinform.pdf>).
- International Labour Organization (ILO), Regional Office for Asia and the Pacific [2008] *Forging Linkages Between Child Labour and Youth Employment Programmes Across Asia and the Pacific*, Bangkok: International Labour Office (<http://www.ilo.org/public/english/region/asro/bangkok/library/download/pub08-35.pdf>).
- Office of the Special Representative and Co-ordinator for Combating Trafficking in Human Being [2010] *Unprotected Work, Invisible Exploitation: Trafficking for the Purpose of Domestic Servitude*, Vienna: OSCE Office of the Special Representative and Co-ordinator for Combating Trafficking in Human Being (http://s3.amazonaws.com/rcpp/assets/attachments/1203_domestic_servitude_osce_original.pdf).
- Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD) [1996] *Trade, Employment and Labour Standards: A Study of Core Workers' Rights and International Trade*, Paris: OECD (<http://browse.oecdbookshop.org/oecd/pdfs/free/2296031e.pdf>).
- [2011] *OECD Guidelines for Multinational Enterprises*, 2011 edition, Paris: OECD (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/pdfs/oecd_gm.pdf).
- Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD), International Labour Organization (ILO), World Bank, and World Trade Organization (WTO) [2010] “Seizing the Benefits of Trade for Employment and Growth,” Prepared for submission to the G-20 Summit meeting, Seoul (Korea), 11–12 November 2010 (<http://www.oecd.org/dataoecd/61/57/46353240.pdf>).
- Ruggie, John [2008] “Protect, Respect and Remedy: A Framework for Business and Human Rights, Report of the Special Representative of the Secretary-General on the Issue of Human Rights and Transnational Corporations and Other Business Enterprises,” United Nations, Human Rights Council (<http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G08/128/61/PDF/G0812861.pdf?OpenElement>).

- [2011] “Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations, ‘Protect, Respect and Remedy’ Framework, Report of the Special Representative of the Secretary-General on the Issue of Human Rights and Transnational Corporations and Other Business Enterprises,” United Nations, Human Rights Council (http://www.ohchr.org/Documents/Issues/Business/A-HRC-17-31_AEV.pdf).
- Understanding Children’s Work (UCW) [2010] *Joining Forces against Child Labour: Inter-agency Report for the Hague Global Child Labour Conference of 2010*, Geneva: International Labour Office (<http://www.ilo.org/ipecinfo/product/download.do?type=document&id=13333>).
- United Nations [2006a] *Ending Violence against Women: From Words to Action*, New York: United Nations (<http://www.un.org/womenwatch/daw/vaw/publications/English%20Study.pdf>).
- [2006b] *Report of the Independent Expert for the United Nations Study on Violence against Children*, A/61/299, New York: United Nations (http://www.unicef.org/violencestudy/reports/SG_violencestudy_en.pdf).
- UNICEF [2009] *The State of the World’s Children, Special Edition, Celebrating 20 Years of the Convention on the Rights of the Child*, New York: UNICEF (http://www.unicef.org/rightsite/sowc/pdfs/SOWC_Spec%20Ed_CRC_Main%20Report_EN_090409.pdf).
- United Nations Department of Peacekeeping Operations [2009] *Mainstreaming the Protection, Rights and Well-being of Children Affected by Armed Conflict within UN Peacekeeping Operations*, New York: United Nations (http://www.un.org/en/peacekeeping/documents/dpkodfs_child_protection_policy.pdf).
- United Nations Department of Peacekeeping Operations (PKO), Office of Rule of Law and Security Institutions [2010] *Second Generation Disarmament, Demobilization and Reintegration (DDR) Practices in Peace Operations*, New York: Department of Peacekeeping Operations (http://www.un.org/en/peacekeeping/documents/2GDDR_ENG_WITH_COVER.pdf).
- United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO) [2007] *Education for All by 2015 Will We Make It? EFA Global Monitoring Report 2008*, Oxford: Oxford University Press (<http://unesdoc.unesco.org/images/0015/001547/154743e.pdf>).
- United Nations Security Council [2010] *Report of the Secretary-General on Children and Armed Conflict in the Democratic Republic of the Congo*, S/2010/369, New York: United Nations.